

板橋区立学校学習支援ボランティア保険取扱い要綱

平成 26 年 2 月 24 日教育長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立学校において児童・生徒の学習支援に係る活動を行うボランティアのボランティア保険の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア 報酬（教育委員会事務局指導室が実費弁償又はこれに準ずるものとして支払いを行うものを除く。）を得ないで、板橋区立学校の児童・生徒の学習支援に係る活動を行う者をいう。
- (2) ボランティア活動 ボランティアが行う第 3 条各号に掲げる活動をいう。
- (3) ボランティア保険 ボランティアがボランティア活動中の事故により第三者に与えた損害及びボランティア自身の死亡又は負傷を包括的に補償する保険をいう。

(ボランティア活動の範囲)

第 3 条 ボランティア活動の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) クラブ活動又は部活動における指導補助
- (2) 授業又は夏季休業中の水泳指導における泳法指導又は指導補助
- (3) 外国籍の児童・生徒に対する通訳等の指導援助又は保護者との連絡援助
- (4) 授業における担任の補助や特別な支援を要する児童・生徒に対する個別的な学習支援
- (5) 前各号のほか、教育委員会が特別に認める活動

(保険契約の締結)

第 4 条 区は、ボランティアを被保険者として、ボランティア保険契約を損害保険会社（以下、「保険会社」という。）と締結する。

2 前項のボランティア保険の保険料は、区が負担する。

(保険加入の申請)

第 5 条 ボランティア保険に加入しようとするボランティアは、あらかじめボランティア保険加入申請書（[別記第 1 号様式](#)）を教育委員会に提出しなければならない。

(保険加入承認の通知)

第 6 条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その結果、ボランティア保険の加入を承認したときは、ボランティア保険加入承認書（[別記第 2 号様式](#)）により当該申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第 7 条 ボランティアは、第 5 条に規定する申請内容に変更があったときは、速やかにボランティア保

険加入申請内容変更届（[別記第3号様式](#)）を教育委員会に提出しなければならない。

（保険期間）

第8条 ボランティア保険の保険期間は、毎年4月1日午後4時に始まり翌年4月1日午後4時に終わる1年間とする。

（補償対象）

第9条 ボランティア保険の補償の対象となる損害は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

ボランティア活動中に発生した偶然な事故、ボランティア活動に伴う提供物に起因する偶然な事故、ボランティア活動の結果に起因する偶然な事故、又はボランティア活動に伴って占有、使用又は管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐取を含む）によって、ボランティアが第三者の生命・身体を害し、または第三者の財物を損壊した場合に、ボランティアが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われるものとする。

(2) 傷害事故

ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、ボランティアがその身体に障害を被った場合に保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金及び通院保険金）が支払われるものとする。

（保険金額）

第10条 保険会社がボランティアに対して支払う保険金額は、[別表](#)に掲げるとおりとする。ただし、損害賠償責任事故の場合の免責額は0円とする。

（事故報告）

第11条 区立学校の学校長は、ボランティア活動中に第9条に規定する事故が発生したときは、直ちに教育委員会に連絡するとともに、速やかに事故発生報告書（[別記第4号様式](#)）を教育委員会を經由して保険会社に提出するものとする。

（保険金の請求）

第12条 第9条第1号に規定する損害賠償責任事故に係る保険金は、被保険者と被害者との間で示談、和解又は訴訟等の法律上の問題がすべて解決した後、被保険者において保険会社にこれを請求し、受領するものとする。

2 第9条第2号に規定する傷害事故に係る保険金は、被保険者又はその相続人において前項に準じて処理するものとする。

（雑則）

第13条 ボランティア保険の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づき契約するボランティア保険契約特約書、賠償責任保険普通約款、傷害保険普通約款その他の特別約款の規

定によるものとする。

2 前項のほか、ボランティア保険の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 加入申請その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第10条関係）保険金額

	事故の種別	保険金額
損害賠償責任事故	(1) 身体賠償	1 事故につき 上限 1 億円
	(2) 財物賠償	
	(3) 受託者賠償	
傷害事故	(1) 死亡保険金 (事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき。)	1 人 200 万円
	(2) 後遺障害保険金 (事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害が生じたとき。)	1 人 8 万円から 200 万円の範囲
	(3) 入院保険金 (事故発生の日から 180 日までの入院を限度とする。)	1 人 日額 3 千円
	(4) 手術保険金 (事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害の治療のために手術を受けたとき。)	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5
	(5) 通院保険金 (事故発生の日から 180 日までの通院に対し通院日数 90 日を限度とする。)	1 人 日額 2 千円

ボランティア保険加入申請書

年 月 日

板橋区教育委員会教育長 様

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり板橋区立学校学習支援ボランティア保険の加入を申請します。

記

1 年度におけるボランティア活動の内容（予定）

※該当する番号に○印をつけてください。（複数選択可）

(1) クラブ活動又は部活動における指導補助

クラブ活動名又は部活動名 (_____)

(2) 授業又は夏季休業中の水泳指導における泳法指導又は指導補助

(3) 外国籍の児童・生徒に対する通訳等の指導援助又は保護者との連絡援助

(4) 授業における担任の補助や特別な支援を要する児童・生徒に対する個別的な学習支援

(5) 前各号のほか、教育委員会が特別に認める活動

(_____)

第2号様式（第6条関係）

ボランティア保険加入承認書

年 月 日

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 様

電話番号 _____

板橋区教育委員会教育長 印

下記のとおり板橋区立学校学習支援ボランティア保険の加入を承認します。

記

1 保険期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 年度におけるボランティア活動の内容

3 事故報告及び問合せ先

ボランティア保険加入申請内容変更届

年 月 日

板橋区教育委員会教育長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日付でボランティア保険加入申請内容に下記のとおり変更がありましたのでお届けいたします。

記

項目	変更事項	
1 住 所	新	ふりがな 〒 電話番号
	旧	ふりがな 〒 電話番号
2 氏 名	新	
	旧	
3 活動内容	新	(1) クラブ活動又は部活動における指導補助 クラブ活動名又は部活動名 () (2) 授業又は夏季休業中の水泳指導における泳法指導又は指導補助 (3) 外国籍の児童・生徒に対する通訳等の指導援助又は保護者との連絡援助 (4) 授業における担任の補助や特別な支援を要する児童・生徒に対する個別的な 学習支援 (5) 前各号のほか、教育委員会が特別に認める活動 ()
	旧	(1) クラブ活動又は部活動における指導補助 (2) 授業又は夏季休業中の水泳指導における泳法指導又は指導補助 (3) 外国籍の児童・生徒に対する通訳等の指導援助又は保護者との連絡援助 (4) 授業における担任の補助や特別な支援を要する児童・生徒に対する個別的な 学習支援 (5) 前各号のほか、教育委員会が特別に認める活動

第4号様式（第11条関係）

決裁	課長	係長	係員	受付
				No.
				年 月 日

事故発生報告書

保険会社 様

下記のとおり事故が発生しましたので報告いたします。

保険の種類	1. 賠償責任保険		2. 傷害保険	
事故発生日時	年	月	日	時 分
ボランティア (加害者又は受傷者)	氏名	印		
	住所	電話		
被害者 (未成年の場合は 保護者氏名も記入)	氏名	(歳) 男・女		
	住所	電話		
	職業又は学年		保護者氏名	
事故発生場所	所在地			
	施設の名称			
身体傷害の状況	傷害の程度	死亡・後遺障害 (級見込)・入院 (日見込)・通院 (日見込)		
	傷害の部位			
	傷害の症状	骨折・脱臼・捻挫・腱断裂・切断・創傷・破裂・打撲・挫傷・火傷・その他 ()		
	治療病院	医院名		
住所		電話		
財物損害の状況	所有者	氏名	(歳) 男・女	
		住所	電話	
	財物の名称		見込損害	千円

事故の発生状況

その他特記事項・被害者の反応等

- (注意事項) 1. 傷害事故の場合は、被害者・財物損壊の状況は記入不要です。
 2. 事故発生場所の付近見取図、事故状況発生状況等が説明できる資料を添付してください。
 3. 指定事項の内容は、できるだけ詳細に記入してください。